

紀の川市公用車有料広告掲載事業契約書

紀の川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、公用車への有料広告の掲載事業（以下「事業」という。）について、紀の川市広告事業実施要綱、紀の川市広告事業実施基準、紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準及び紀の川市公用車有料広告掲載に関する募集要項（以下「要綱等」という。）に定めるもののほか、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（事業の目的）

第2条 甲は、その所有する公用車に乙の広告を掲載して使用し、乙はこれに対して広告掲載料を甲に支払うものとする。

（広告掲載する車両等）

第3条 広告を掲載する車両等は、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、甲は、事務の都合等により、広告を掲載する車両を同等のものに変更することができる。

3 甲は、前項により車両を変更した場合は、その内容を速やかに乙に通知しなければならない。

（広告掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。

2 前項の掲載期間に、次の各号の期間も含めるものとする。

（1）法定車検や保守にかかる期間

（2）車庫に駐車している期間

（広告掲載料）

第5条 前条の広告掲載期間における広告掲載料は 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（契約保証金）

第6条 紀の川市財務規則第149条第2項第5号の規定により、契約保証金は免除とする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告掲載料は年度払いとし、乙は、第5条に定める当該年度の広告掲載料全額を甲の発行する納入通知書により指定の期日までに指定の金融機関に納付しなければならない。

（広告の制作、掲載及び撤去）

第8条 広告は、乙の責任及び負担で制作するものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、甲の立会いのもと乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 広告が撤去後に乙に返却する。

(広告の内容等)

第9条 乙は、広告掲載期間の開始日の1週間前までに、乙において作成した広告を甲へ提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から提出を受けた広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができるものとする。

(1) 広告の内容が要綱等の規定により乙から提出を受けた広告案と相違すると甲が判断したとき

(2) 広告の内容、デザイン等が各種法令等又は本契約書、要綱等に違反し、又はその恐れがあると甲が判断したとき

(広告内容の変更等)

第10条 乙は、掲載中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、乙は、変更する広告内容について事前に甲に通知し、甲の審査を受け、その承認を受けた後でなければ、広告を変更してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、広告内容の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(甲による契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約書、要綱等に違反したとき。

(2) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(3) 契約を履行することが困難であるとき。

(4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(5) 契約の履行に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

3 甲は、業務を遂行する上で必要があるときは、乙にその内容を通知し、この契約の全部若しくは一部を解除、又は履行を中止することができる。

(乙による契約の解除)

第12条 乙の都合により契約を解除する場合は、1か月前に甲に届け出なければならない。

2 甲は乙の申請に基づき契約を解除し、その内容を乙に通知しなければならない。

(違反金等)

第13条 乙は、第11条第1項の規定により契約を解除された場合は、甲に対して広告掲載料に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙が広告掲載料を納付しているときは、これをもって違約金に充てることができ

る。

- 2 前項の場合においては、甲に生じた実際の損害額が、この契約における広告掲載料に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することができる。

(広告の修復)

第14条 広告の掲載期間中に、天災その他の不可抗力による広告のき損又は破損及び第三者による広告のき損、盗難滅失等については、甲はその責を負わない。この場合、乙は再度、広告を作成し、掲載できるものとする。ただし、甲の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りではない。

- 2 広告の経年劣化による損傷、はがれ等については、乙の負担により修復するものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、広告の掲載期間の満了、第11条又は12条により契約が解除されたときは、甲の指示によって広告の掲載に使用した部分を原状回復しなければならない。

- 2 乙が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、甲が広告を撤去することができる。

- 3 広告の掲載、撤去等で乙の責任により、広告掲載する車両等に損害が生じた場合は、乙がその修復費用を負担するものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 徴収した広告掲載料は返還しないものとする。ただし、第11条第3項による契約の解除、第14条第1項による甲の責に帰すべきことが明らかな場合により広告が掲載できなくなったときは返還するものとする。

- 2 前項において返還する金額は、契約の解除などで広告が掲載できなくなった月の翌月以降の掲載月数に1台につき3,000円を乗じた金額とし、1台当たりの上限額は27,000円とする。

(甲の責任)

第17条 甲は、その社会的な信用等に関して広告媒体としての価値が低下したことを理由に責めを負わないものとする。

(特許権等の使用)

第18条 乙は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(事故発生時の報告)

第19条 乙は、この契約の履行の際、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲

の事務所の所在地を管轄とする地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議事項)

第21条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1
通を保有するものとする。

年 月 日

甲 和歌山県紀の川市西大井338番地
紀の川市長

乙

(別表) 第3条関連

広告掲載車両	
1	車種： ナンバープレート：
2	車種： ナンバープレート：
3	車種： ナンバープレート：
4	車種： ナンバープレート：
5	車種： ナンバープレート：
6	車種： ナンバープレート：
7	車種： ナンバープレート：
8	車種： ナンバープレート：
9	車種： ナンバープレート：
デジタルサイネージへの掲載の有無 (有 ・ 無)	